

令和3年6月1日以降の業種別手数料について

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日から営業許可業種が見直されます。

また、それに伴い、令和3年6月1日以降に申請する際の業種別手数料は次のとおりとなります。

○食品衛生法

	新規	更新
飲食店営業	18,200	14,600
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	11,600	10,100
食肉販売業	11,600	10,100
魚介類販売業	11,600	10,100
魚介類競り売り営業	24,000	19,100
集乳業	11,600	10,100
乳処理業	24,000	19,100
特別牛乳搾取処理業	24,000	19,100
食肉処理業	24,000	19,100
食品の放射線照射業	24,000	19,100
菓子製造業	16,300	13,300
アイスクリーム類製造業	16,300	13,300
乳製品製造業	24,000	19,100
清涼飲料水製造業	24,000	19,100
食肉製品製造業	24,000	19,100
水産製品製造業	18,200	14,600
氷雪製造業	24,000	19,100
液卵製造業	24,000	19,100
食用油脂製造業	24,000	19,100
みそ又はしょうゆ製造業	18,200	14,600
酒類製造業	18,200	14,600
豆腐製造業	16,300	13,300
納豆製造業	16,300	13,300
麺類製造業	16,300	13,300
そうざい製造業	24,000	19,100
複合型そうざい製造業	32,700	25,800
冷凍食品製造業	24,000	19,100
複合型冷凍食品製造業	32,700	25,800
漬物製造業	16,300	13,300
密封包装食品製造業	24,000	19,100
食品の小分け業	16,300	13,300
添加物製造業	24,000	19,100

※ 令和3年6月以降に営業を開始する場合は、改正後の食品衛生法に基づく施設基準等が適用されるため、令和3年6月以降に営業許可を申請してください。

※ 改正前の食品衛生法に基づく営業許可を受けている業者であっても、改正後の食品衛生法に基づく初回の営業許可を取得する場合は、新規許可として取り扱われ、手数料も新規手数料となります。

(お問合せ)

旭川市保健所衛生検査課 食品保健係

TEL 0166-26-1111 (内線 2973・2974)